

藤宗和香先生講演会報告

総会終了後、午後5時から、藤宗和香先生の講演会が開催された。

藤宗先生は、本学開校直後の平成16年4月から平成19年3月まで、実務家教員（検察官）として刑事実務演習等の講義で教鞭を執られ、平成21年4月から、立教大学法務研究科の教授をされている。

講演開始から会場は修了生、在校生でほぼ満席となり、今回の講演に対する関心の高さが窺われた。

講演の概要は以下のとおり。

1 はじめに

今回は、進路に役立つ情報というテーマで講演を引き受けた。私は、東海大安楽死事件、スワット事件等の大事件にも関わってきたが、忘れられない事件は無名の事件であり、進路に役立つという観点からは、被害者との接点という視点でお話をしたい。

2 検察官を目指した経緯

私が法曹を目指したきっかけは、「弁護士ペリーメイスン」というドラマである。司法修習所の教官時代には、「HERO」のドラマを見て、検察官を目指したという修習生も少なくなかった。

私は当初、弁護士になろうと法曹を目指した。ところが、検察修習（第2クール）で気持ちが変化した。きっかけとなった事件は、実の子（嬰兒）を被害者とする、父親に対する傷害致死事件であった。私が起案した論告がほぼそのまま採用され、それまで通り一遍の反省しかしていなかった被告人は、論告を聞いて泣き出した。私は、被告人の反省が深まったと考えていたのだが、被告人は最終意見陳述で、「あたりどころが悪かっただけだ。」という発言をした。結果的に懲役2年執行猶予付きの判決となった。修習地の検察庁は、修習生も含め上下関係なく、忌憚のない意見を言える雰囲気があったことから、私は検察官に対して求刑を含め疑問点をぶつけた。検察官からは、自己墮胎との均衡、母親が宥恕の意向を示していること、刑の相場からすると、本件求刑及び判決は妥当なものだと言われた。しかし、嬰兒の無念さ生命が軽すぎるとの疑問は消えなかった。今思えば、これをきっかけに、壮絶な世界に足を踏み入れたと考えられる。

捜査修習では、起訴猶予にした被疑者から心のこもった感謝の気持ちを伝えられ、感激したことがあった。筋金入りのいわゆるチンピラを取り調べた際にはのりりくらしとかわされたが、総務部長から捜索・差押えを行う許しをもらい、その結果、弁解が虚偽であることが発覚したということもあった。

もっとも、検察修習中は、まだ検察官になろうと決意したわけではなく、弁護修習中（第4クール）に声を掛けられ、後期に検察官になることを決意した。母からは縁遠くなる、父からは初心と違うのではないかと反対されたが、自分の意思を貫いた。今では、自分の選択は間違っていなかったと確信している。

検察修習は実体的真実発見という理念の達成に向け、全身全霊を尽くして取り組むという点で、検察官以外の法曹になる場合でも、視野を広げる良い経験である。証拠を選別し、真実を解明するというだけでなく、被害者等の気持ちを察知するということを学べる機会でもある。

3 検察官の役割

刑罰権の適正な実現にとって、被害感情、処罰感情は不可欠の要素である。被害感情、処罰感情は、以前は供述調書等の証拠のみでしか公判に出てこなかったが、現在では被害者の意見陳述や被害者参加制度という画期的な制度が導入されている。

検察官にとって心しなければならないことは、声を上げられない被害者への配慮である。例えば、被害者が亡くなり、遺族もいない場合、遺族がいても、遺族に声を上げる

気力がない場合等には、声を上げられるのは検察官しかいないのである。

4 事件

- (1) 法定速度を80 km/h オーバーした車と追突し、子が死亡。父親も精神的ショックが大きく病死した事件。残された母親は、被告人を重い処罰をしても2人は帰ってこない、早くお迎えが来てほしいと塞ぎ込み、被害感情、処罰感情を十分に訴えることができなくなってしまっていた。このような場合に、被害感情、処罰感情を代弁できるのは検察官だけであると実感させられた。
- (2) 婚約者を殺害し、フィリピンに逃亡した犯人が、日本に帰国した際に逮捕された事件。被害者の母親は事件の影響で拒食症となり、被害者の姉が遺族の代表として対応。被告人は当初、被害者を貶める供述をしていた。しかし、捜査の結果、虚偽であることが判明し、公判廷で被告人自らに虚偽であることを供述させ、求刑がアップした。その後、被害者の姉から、被害者の母が亡くなったことを聞いた。被害者の姉からは、被害者が悪い人間ではないことを公判廷で証明してもらい、母も安らかに眠ることができる感謝された。
- (3) 複数の少女に対する性犯罪が断続的に行われた事件。犯行から数年経過しており、告訴を取れないケースもあったが、最終的に8件を起訴した。当初の求刑は懲役13年であり、これでも当時としては重い求刑であった。しかし、私は性犯罪に対する従前の求刑が軽いという問題意識を持っており、本件でも懲役20年の求刑が相当と考えていた。そのためには、犯行による少女の具体的な被害を調書化する必要があったが、性犯罪という性質上困難を極めた。結果的には複数の少女の親を説得し、調書化に成功した。1組の保護者を説得する際、私は約束の時間に遅れたところ、保護者が険しい顔をしていたことから、遅れて申し訳ないと誤った。しかし、その保護者の不満は、待機していた部屋や椅子に対するものであった。当時はきちんとした待合室はなく、予備室という物置のような部屋で保護者を待機させていたのだが、その保護者からは、まるで私たちが犯罪者のようなのだとの不満をぶつけられた。それを聞いて、私ははっとさせられ、平身低頭に謝罪した。取調べの際も口授はせず、自分で調書を作成した。保護者らも次第に態度がほぐれ、十分な調書を作成することができた。被害者の保護者は、娘を被害者にしてしまったことで、自分を責め、耐えているのであり、その気持ちを汲むことの重要性を学んだ。その後、男女各1名の学者の鑑定意見のような調書も作成し、結果的に求刑懲役18年、判決も懲役18年となった。被告人は控訴せず、一審の判決が確定し、職責を果たせたと感じた。被害者の保護者の1人は「娘に家庭ができて安心できない。死ぬまで不安がつきまとう。」という話をしていった。被害者の声を聞くことは検察官だけの仕事ではなく、弁護士、裁判官も一緒になって模索すべきテーマである。

5 おわりに

若い法曹は、確実な知識を有し、柔軟な思考力、包容力、人情味、体力、精神力も備えている。東北大学法科大学院の修了生についても、震災後も良い仕事をし、復興に役立っていると聞き及んでいる。

修了生に対しては今後益々の活躍をなされるよう、在校生に対しては法曹になるという夢を実現できるよう心より祈念する。

講演終了後、質疑応答が行われた。

検察官と立会事務官との関係や、加害者で印象に残っていること等について参加者から質問があり、藤宗先生は一つ一つ丁寧に受け答えされていた。

今回の講演は、検察官の職務の内容を知る良い機会であり、また職務に対する藤宗先生の熱意も参加者に強く伝わったのではないか。その意味で在校生にとってのみならず、修了生にとっても非常に有意義な講演会になったと思う。